

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：広島市教育委員会

令和8年7月31日公表

I 教職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
教員	任期の定めのない常勤職員	96.4%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.6%
	全教員	98.1%
教員以外	任期の定めのない常勤職員	90.6%
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.6%
	全職員	83.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
教員	校長	98.8%
	教頭	97.2%
教員以外	事務長	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
教員	36年以上	97.3%
	31～35年	94.0%
	26～30年	93.1%
	21～25年	94.1%
	16～20年	90.7%
	11～15年	92.3%
	6～10年	95.4%
	1～5年	93.6%
教員以外	36年以上	96.5%
	31～35年	98.0%
	26～30年	97.3%
	21～25年	91.6%
	16～20年	93.3%
	11～15年	89.3%
	6～10年	77.8%
	1～5年	101.0%

【説明欄】

【算出方法】

- ・ 日額制、時間制の会計年度任用職員は、任用期間が短い等のため算出の対象から除く。
- ・ 差異の算出に当たり、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員（日額制、時間制の職員を除く。）の職員数については、常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算している。

【給与の差異の要因】

- ・ 職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上、性別によって給与の差異は生じないが、諸手当の受給状況、男女の職員構成比等複数の要因により、職員の給与の男女の差異が生じている。
- ・ 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は64.6%、女性の割合は35.4%である。
- ・ 「教員以外」の「全職員」について、男女別の全職員に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が男性51.8%に対し、女性72.8%で、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の女性割合が多いことにより差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度 (R8.4.1)
事務長	44.4%

【説明欄】

- ・ 事務長9人中、男性の事務長が5人、女性の事務長が4人である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

校種	区分	令和7年度 (R8.4.1)
全体	校長	38.2%
	教頭等	41.3%
小学校	校長	47.5%
	教頭	44.5%
中学校	校長	21.0%
	教頭	36.9%
高等学校等	校長	22.2%
	教頭等	31.5%

【説明欄】

- ・ 高等学校等には、高等学校のほかに中等教育学校、特別支援学校を含む。
- ・ 教頭等には、教頭のほかに特別支援学校の部主事を含む。

Ⅳ 採用した職員に占める女性教職員の割合

職員区分	令和7年度
教員	61.5%
教員以外	91.7%

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 教職員（常勤）

区分	令和7年度
男性	50.6%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	教職員（常勤）		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	12.5%
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	23.4%	—	—	—
1月超3月以下	28.6%	—	—	12.5%
3月超6月以下	19.5%	1.6%	—	37.5%
6月超9月以下	15.6%	4.8%	—	12.5%
9月超12月以下	6.5%	12.2%	—	25.0%
12月超24月以下	5.2%	46.8%	—	—
24月超	1.3%	34.6%	—	—

【説明欄】

- ・ 「広島市立学校教職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、男性教職員の育児休業取得率の向上を掲げており、男性教職員向け育児休業取得啓発リーフレットの内容の充実、所属長による育児休業取得等の働きかけ、短期間の育児休業の取得であっても代員措置を可能とする等、子育てをしやすい環境整備のため様々な取組みを行っている。
- ・ 男性の教職員（常勤）における育児休業取得率は令和5年度に36.7%、令和6年度に37.2%と年々増加している。
- ・ 「—」には該当する職員がいないことを指す。

Ⅵ 教職員の勤務時間の状況

管理的地位にある教職員以外の、一人当たりの一月当たりの超過業務時間

区分	令和7年度
教職員	27.5時間/月

【説明欄】

- ・ 管理職を含めた場合の超過業務時間は28.9時間/月である。

Ⅶ 教職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度
教職員	15.0日